

# 西宮市立図書館郵送貸出サービス実施要綱

(趣旨)

**第1条** 西宮市立図書館条例施行規則（以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、視覚障害者に対する郵送貸出サービスの実施について必要な事項を定める。

(対象者)

**第2条** 郵送貸出サービスの対象者は、規則第4条に定める利用者登録を受けた視覚障害者で、障害者手帳の交付を受けている者とする。

(登録及び変更)

**第3条** 郵送貸出サービスを受けようとする者は「借出券申込書」に必要事項を記入し、障害者手帳の写しを用意し図書館へ申し込むものとする。

2 利用者が資格を喪失したとき又は登録事項に変更が生じたときは、すみやかに届出なければならない。

(貸出資料及び申込)

**第4条** 貸出資料は点訳絵本及び視聴覚資料に限る。

2 利用者は、登録完了後、電話、FAX、インターネット又は、はがき等で申し込むものとする。

3 代理人による申し込みも可能とする。

(貸出数)

**第5条** 1回に貸出できる数は、点訳絵本は15冊まで、視聴覚資料は2点までとする。

(貸出期間)

**第6条** 貸出期間は1ヶ月で、期間の延長は認めないものとする。

(資料の返送)

**第7条** 利用者は定められた期日までに借出した資料を返却しなければならない。

(送料)

**第8条** 図書館は郵便法第27条による「盲人用録音物等発受施設」の指定を受けているため送料は無料とする。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は読書振興課長が定める。

付 則 この要綱は、平成24年7月1日から実施する。

付 則 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。